

障がい者自立支援臨時特例対策事業費補助金交付要綱
(福祉・介護人材処遇改善事業)

(趣旨)

第1条 知事は、福祉・介護職員の処遇改善のため、障がい者自立支援臨時特例対策事業実施要領（福祉・介護人材処遇改善事業）（平成21年9月24日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第2に定める対象事業所が障がい者自立支援臨時特例対策事業（福祉・介護人材処遇改善事業）を実施するのに要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助基準額)

第2条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助金所要額調書（第3号様式）
- (3) 補助金所要額明細書（第4号様式）
- (4) 収支予算書（第5号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年

度から起算して5年間整備保管すること。

(5) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第10号様式)

(2) 補助金精算額調書(第11号様式)

(3) 補助金精算額明細書(第12号様式)

(4) 収支精算書(第13号様式)

(5) 対象職員にかかる人件費の額が分かる書類(給与明細等)

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年度の予算に係る障がい者自立支援臨時特例対策事業費補助金(福祉・介護人材処遇改善事業) から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年度の予算に係る障がい者自立支援臨時特例対策事業費補助金(福祉・介護人材処遇改善事業) から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
賃金改善期間における福祉・介護職員の賃金改善に要する費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）	精神障害者社会復帰施設等、重症心身障害児（者）通園事業及び新体系若しくは旧体系（障害福祉サービス事業の報酬等が国保連合会を通さず市町村から支払われている場合）事業者からの報酬等の請求に応じて地方公共団体から支払われる総額 × 交付率※ （一円未満の端数切り捨て）	10 / 10 以内

※交付率については以下の通りとする。

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

- ① 実施要領第5の1及び2をすべて満たす対象事業者
- ② 実施要領第5の1又は2のいずれかを満たす対象事業者
- ③ 実施要領第5の1及び2のいずれかも満たしていない対象事業者

サービス種別	キャリアパス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
新体系	居宅介護	15.5%	(ア)の率 × 0.9
	重度訪問介護	8.0%	
	行動援護	10.7%	
	療養介護	1.0%	
	生活介護	2.0%	
	児童デイサービス	5.2%	
	短期入所	※	
	重度障害者等包括支援	0.9%	
	共同生活介護	4.7%	
	施設入所支援	2.5%	
	自立訓練(機能訓練)	3.5%	
	自立訓練(生活訓練)	2.5%	
	就労移行支援	2.7%	
	就労継続支援A型	2.5%	
	就労継続支援B型	2.6%	
	共同生活援助	6.0%	
旧体系	旧身体障害者更生施設	2.2%	(ア)の率 × 0.8
	旧身体障害者療護施設	2.1%	
	旧身体障害者入所授産施設	2.1%	
	旧身体障害者通所授産施設	2.3%	
	旧知的障害者入所更生施設	2.5%	
	旧知的障害者通所更生施設	2.5%	
	旧知的障害者入所授産施設	2.4%	
	旧知的障害者通所授産施設	2.3%	
	旧知的障害者通勤寮	2.1%	

サービス種別	キャリアパス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
障害児施設	知的障害児施設	2.8%	(ア)の率 × 0.9
	自閉症児施設	2.3%	
	知的障害児通園施設	3.3%	
	盲児施設	3.8%	
	ろうあ児施設	3.6%	
	難聴幼児通園施設	1.1%	
	肢体不自由児施設	2.1%	
	肢体不自由児通園施設	4.6%	
	肢体不自由児療護施設	2.6%	
	重症心身障害児施設	1.6%	
	精神障害者社会復帰施設等	精神障害者入所授産施設	
精神障害者通所授産施設		2.8%	
精神障害者生活訓練施設		2.2%	
精神障害者福祉ホーム(B型)		3.1%	
身体障害者福祉工場		3.0%	
知的障害者福祉工場		3.4%	
精神障害者福祉工場		2.6%	
身体障害者小規模通所授産施設		6.3%	
知的障害者小規模通所授産施設		8.3%	
精神障害者小規模通所授産施設		5.0%	

※ 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の交付率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の交付率を適用する。

(その他の交付率については、事務処理要領の6のとおりとする。)